

中小企業のみなさんへ 融資 あっせん制度

長期・低利の融資あっせん制度で支援します！



運転・設備資金にご利用ください

中小企業のみなさんのための各種融資・あっせん制度です。

一部で対象者を拡充し、右表のとおりになりました。ぜひご利用ください。

なお、融資申し込みの必要書類など、詳しくは各制度の担当課(市役所分館)へお問い合わせください。

ご相談はこちらへどうぞ

.....
商業観光課(市役所分館 1階)
商業政策担当 ☎(866)2112

の「港湾輸送関連設備」.....
港湾貿易振興課(市役所分館 2階)
貿易振興担当 ☎(866)2164

.....
工業労政課(市役所分館 1階)
企業振興担当 ☎(866)2114

と の制度を除き、信用保証協会の保証が条件になります。信用保証料については、市が補助します。

の制度のみ、秋田商工会議所でも受け付けます。
秋田商工会議所 ☎(863)4141

制度の名称	資金の用途	限度額	対象となるかた	利率	返済期間	保証人・担保等	
一般事業資金	運転資金・設備資金	1,500万円	次の要件を満たす中小企業者および組合等 市内に住所を有するもの (法人は登記簿上の住所が市内であること) 市内で1年以上継続して同一事業を営むもの 市税を完納しているもの	年2.2%	7年以内 (据置6か月以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要による	
特別小口資金	運転資金・設備資金	750万円	次の要件を満たす小規模企業者 市内に住所を有するもの (法人は登記簿上の住所が市内であること) 市内で3年以上継続して同一業種の事業を営むもの 市税を完納しているもの 市民税に所得割(法人の場合は法人税割)が課されていること 申請時点において、秋田県信用保証協会保証の債務残高がないこと	年2.2%	7年以内 (据置6か月以内含む)	・不要	
緊急経営支援資金	運転資金・設備資金	3,000万円	次の要件を満たす小規模企業者および組合等 市内に住所を有するもの (法人は登記簿上の住所が市内であること) 市内で1年以上継続して同一業種の事業を営むもの 市税を完納しているもの 秋田市融資要綱で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害などの被害により、経営の安定に支障を生じているもの	年2.2%	10年以内 (据置2年以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要による	
創業資金	運転資金・設備資金	1,500万円	事業を営んでいない個人が、市内で事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者 事業を営んでいない個人が、市内で新たに設立した中小企業者である会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	年2.2%	7年以内 (据置1年以内含む)	・保証人は1人以上 (代表者または専従者) ・担保は不要	
新分野進出資金	運転資金・設備資金	1,000万円	中小企業者である会社であって、市内で新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 会社が市内で新たに設立した、中小企業者である会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	年2.2%	7年以内 (据置1年以内含む)	・保証人は1人以上 (代表者または専従者) ・担保は不要	
設備近代化資金	事業所備	事業所の新・増改築および事業所内設備の新設、改善に要する資金	中小企業者 5,000万円 (総事業費の80%以内) 組合等 1億円 (総事業費の80%以内)	次の要件を満たす、卸売業、小売業、飲食店、サービス業の中小企業者および組合等。ただし、港湾輸送関連設備は、業種を限定しない。 市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの(組合等)にあっては、1年未満のものでも対象とする) 市税を完納しているもの	年2.2% (返済60回まで、年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置6か月以内含む) 組合等は10年以内 (据置1年以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要による
	事業所入居	事業所の内装および保証金等その他入居に要する資金					
	港湾輸送関連設備	港湾輸送関連設備の整備に要する資金					
商店街空き店舗等利用資金	入居店舗	店舗の内装およびその他入居に要する資金	2,000万円 (総事業費の80%以内)	次の要件を満たす、卸売業、小売業、飲食店、サービス業の中小企業者および組合等 商店街の空き店舗を新・増改築するもの 市税を完納しているもの	年2.2% (返済60回まで、年1.5%の利子補給)	10年以内 (据置6か月以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要による
	自店舗	店舗の新・増改築および店内設備の改善に要する資金	3,000万円 (総事業費の80%以内)				
	貸店舗	店舗の新・増改築に要する資金	5,000万円 (総事業費の80%以内)				
商業施設整備資金	組合等の事業共同化のための共同施設、または、公衆の利便に寄与する共同施設設置事業に要する資金	5億円 (総事業費の80%以内)	組合等 (事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・協業組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	年2.2% (10年以上は年2.5%)	15年以内 (据置1年以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要	
中小製造業設備資金	設備資金	1億円 (総事業費の85%以内)	市内で同一業種を3年以上行っているもの(製造業・製造小売業の中小企業者、協同組合等) チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者である中小企業者、組合等 いずれも市税を完納しているもの	年2.9% (年2.0%利子補給)	7年以内 (据置1年以内含む)	保証人と担保は、必要による	
中小企業用地取得資金	市が特定する団地等(新都市・西部・豊岩)の用地取得資金	1億円 (用地取得金額の85%以内)	市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者、協同組合等 市内に事業所を有する場合、市税を完納しているもの	年2.9% (新規創業者等に対して当初3年間、年2.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	保証人と担保は、必要による	